平成２５年（フ）第４７号
大分県中津市本耶馬渓町跡田596番地１　市営跡田住宅77－Ａ棟04号
債務者　岩尾　慶彦
１　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月28日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４２２号
神奈川県秦野市南矢名５丁目２番10―505号
破産者　牧嶋　直子
１　決定年月日　平成25年８月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７０号
福岡県北九州市八幡西区御開１丁目16番８―405号、開始決定時の住所福岡県直方市神正町３番23号
破産者　坂田ミチ子
１　決定年月日　平成25年８月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１９６６号
福岡市東区名島１丁目30番２―408号
破産者　河島　秀幸
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２号
静岡県焼津市焼津６丁目４番19号
破産者　法月　昭吾
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４４号
京都府八幡市欽明台東５番地１　Ａ―807号
破産者　梅原　二郎
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８４４号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１３棟102号
破産者　佐藤　秀人
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
奈良市南京終町２丁目251番地の５　シティパレス21やすらぎの道ＰＶ―254号
破産者　後藤　一男
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５１号
広島県呉市安浦町三津口２丁目14番５号、開始決定時の住所広島県東広島市黒瀬町楢原784番地316
破産者　谷好　武俊
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７１号
横浜市金沢区六浦東２丁目７番２号、開始決定時の住所横浜市金沢区六浦東３丁目26番24号
破産者　飯塚　　久
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８００号
横浜市港南区日野２丁目３番11号　ロイヤルハイム吉原101、開始決定時の住所横浜市港南区港南３丁目１番14号
破産者　齋藤　　敦
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１６号
札幌市南区真駒内緑町１丁目２番３―503号
破産者　鳴海　　保
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８２号
青森県弘前市大字撫牛子３丁目３番地７
破産者　小村　朋恵
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第７８５号
宮城県黒川郡富谷町富谷字清水仲113―11　ハピネスＦメゾンＣ101、開始決定時の住所宮城県多賀城市浮島２丁目20番４―52号
破産者　細川　宏治
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
さいたま市西区プラザ105番11号　コートプラザＡ―201、破産手続開始決定時の住所さいたま市西区プラザ14番１号
破産者　葩島　一浩
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
さいたま市中央区大戸６丁目４番18号　チェリーコーポ１号
破産者　大橋　英雄
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係